

第2期陸別町障がい者基本計画

第7期陸別町障がい福祉計画

第3期陸別町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年 3月

目次

| | |
|---|----|
| 第1部 計画策定にあたって | 1 |
| 第1章 計画策定の趣旨 | 3 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 3 |
| 第2節 計画の性質と計画期間..... | 4 |
| 第3節 計画における「障害者」の定義..... | 6 |
| 第4節 障がい福祉に関する制度・施策の変遷..... | 6 |
| 第5節 計画の策定及び推進体制..... | 11 |
| 第6節 計画策定にあたっての基本的な視点..... | 11 |
| 第2部 陸別町の障がいのある人の現状 | 13 |
| 第1章 障がいのある人の現状 | 15 |
| 第1節 人口・世帯の推移..... | 15 |
| 第2節 障がいのある人の動向..... | 16 |
| 第3部 第2期陸別町障がい者基本計画 | 23 |
| 第1章 基本理念 | 25 |
| 第2章 主な取り組み | 26 |
| 第1節 地域生活支援..... | 26 |
| 第2節 就労支援..... | 30 |
| 第3節 発達障がいのある人への支援..... | 30 |
| 第4部 第7期陸別町障がい福祉計画 | 31 |
| 第1章 成果目標の設定 | 33 |
| 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行..... | 33 |
| 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築..... | 34 |
| 第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実..... | 35 |
| 第4節 就労移行支援事業等から一般就労への移行等..... | 36 |
| 第5節 相談支援体制の充実・強化等..... | 38 |
| 第6節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..... | 40 |
| 第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策 | 41 |
| 第1節 訪問系サービスの見込量と確保方策..... | 41 |
| 第2節 日中活動系サービスの見込量と確保方策..... | 44 |
| 第3節 居住系サービスの見込量と確保方策..... | 50 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 第4節 相談支援の見込量と確保方策..... | 52 |
| 第3章 地域生活支援事業の見込量とその確保方策..... | 53 |
| 第5部 第3期陸別町障がい児福祉計画..... | 57 |
| 第1章 成果目標の設定..... | 59 |
| 第1節 障がい児支援の提供体制の整備等..... | 59 |
| 第2章 障害児福祉サービスの見込量とその確保方策..... | 61 |
| 第6部 計画の推進にあたって..... | 65 |
| 第1章 関係機関等との連携..... | 67 |
| 第2章 計画の進行管理..... | 67 |

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

陸別町では、「陸別町第1期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第1条では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」旨を定めています。

同法第2条では、障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人となっています。それと共に、同法第8条では、国民の責務として、「国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない」旨を定めています。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（以下、「障害者差別解消法」という。）第4条では、同じく国民の責務として、「国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」旨を定めています。住民がこのような責務を果たしていくためにも、陸別町としては、共生社会の実現をめざす強い姿勢を明確に示しつつ、学校教育の段階からあらゆる場面において共生社会にかかる教育を進めること等も含め、障がい及び障がい者に対するさらなる理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、共生社会の実現に向けた様々な取組みを粘り強く着実に展開していく必要があります。

さらに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」というあたり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、自然に接することができる日常となるように、住民の理解促進に努めていきます。

このような状況を踏まえ、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、現行計画を改定し、「陸別町第2期障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

第2節 計画の性質と計画期間

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障がい者のための施策に関する基本的な計画（＝障がい者基本計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障がい福祉計画）及び「障がい福祉計画」と一体のものとして作成する「障がい児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

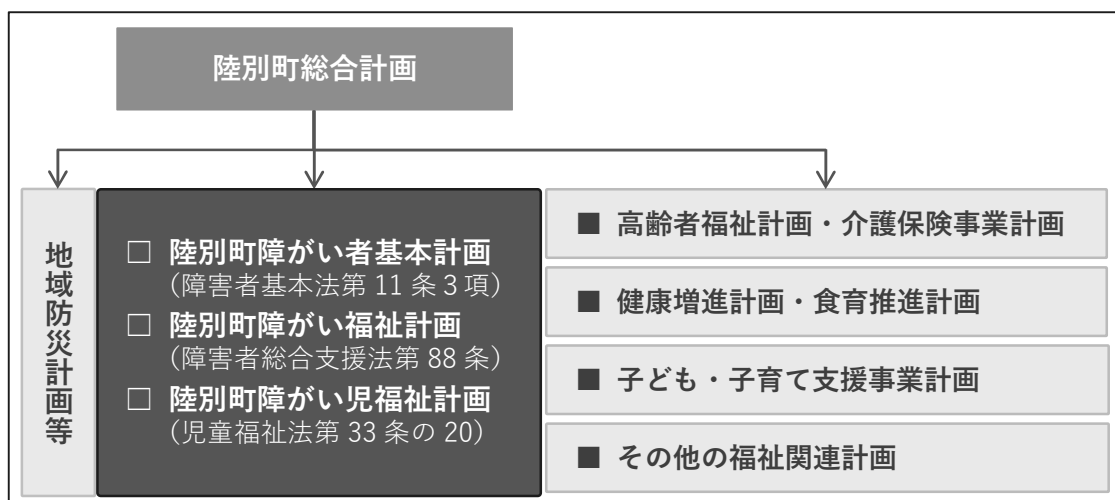
障がい者基本計画は、計画期間を3年間（令和6年度～令和8年度）とします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本方針に沿って計画期間を3年間（令和6年度～令和8年度）とします。

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|-------|-----------------------------|-------|-------|-----------------------------|--------|--------|
| | | 第1期障がい者基本計画 | | | 第2期障がい者基本計画 | | | 次期計画 | | |
| | | | | 見直し年度 | | | 見直し年度 | | | 見直し年度 |
| 第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画) | | 第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画) | | | 第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画) | | | 第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画) | | |
| | | | | 改訂年度 | | | 改訂年度 | | | 改訂年度 |

■計画の概要■

| 策定する計画 | 計画の概要 |
|----------------|---|
| 第2期陸別町障がい者基本計画 | <p>障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。</p> <p>障害者が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。</p> |
| 第7期陸別町障がい福祉計画 | <p>障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。</p> <p>障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。</p> |
| 第3期陸別町障がい児福祉計画 | <p>児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。</p> |

■本計画の位置づけ■



「障がい者基本計画」は本町の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者基本計画」に記載される生活支援における障害（児）福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「障がい（児）福祉計画」は障がい者基本計画等の障がい者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の性格■

障がい者基本計画

- 障害者基本法(第11条第3項)に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法(第33条の20)に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第3節 計画における「障害者」の定義

本計画における「障害者」の定義は以下に示すとおりです。なお、本計画では法律や診断名称等を除き、「障がい」の表記を優先することとしています。

■本計画における「障害者」等の概念■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第4節 障がい福祉に関する制度・施策の主な変遷

我が国においては、「障害者自立支援法」の施行（平成18年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障がい者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者基本法」の改正

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、「障害者」の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。

これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

(2)「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成18年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。

また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とされることになりました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

平成28年の改正では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

(3)発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。この改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4)その他の障害者施策をめぐる近年の動き

①「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

② 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

障がいのある人が自立した生活を送る上で、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素の1つです。そこで平成25年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

③ 「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月または平成30年4月から）施行されました。この改正により、新たに次の事項が定められています。

■障害者雇用促進法の改正のポイント■

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ○障害者の範囲の明確化 | 〔平成25年6月19日施行〕 |
| ○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 | 〔平成28年4月1日施行〕 |
| ○法定雇用率の算定基礎の見直し | 〔平成30年4月1日施行〕 |

また、令和元年度にも改正が行われ、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇い入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

④ 「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

この法律は、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

■障がい者福祉に関する国、陸別町の動向■

| 年 | 国 | | | 陸別町 |
|-----|--|----------------|---|---------------------|
| H18 | ◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 | 第2次 障害者基本計画 | 重点施策実施 5か年計画 | 障害福祉計画 第1期 |
| H19 | ◇障害者権利条約署名 | | 重点施策実施 5か年計画 | 障がい福祉 計画※ 第2期 |
| H20 | ◇児童福祉法の改正 | | | |
| H21 | | | | |
| H22 | | | | |
| H23 | ◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行 | | | |
| H24 | ◇障害者虐待防止法の施行 | 第3次 障害者基本計画 | | 障がい福祉計画 第3期 |
| H25 | ◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 | | | |
| H26 | ◇障害者権利条約の批准 | | | |
| H27 | ◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 | | | |
| H28 | ◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇発達障害者支援法の改正 | | | |
| H29 | | 第4次 障害者基本計画 | 障がい福祉計画 第4期 | |
| H30 | ◇障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 | | | |
| R1 | ◇読書バリアフリー法の施行 | | | |
| R2 | ◇障害者雇用促進法の改正 | | | |
| R3 | ◇障害者差別解消法の改正 ◇医療的ケア児支援法の施行 | | | |
| R4 | ◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行 ◇障害者総合支援法及び関連法の改正 ◇障害者基本計画（第5次）の策定 | 第5次 | 第1期障がい者基本計画・ 第2期障がい者基本計画・ 第5期障がい福祉計画・ 第6期障がい福祉計画 | |
| R5 | ◇障害者雇用促進法の改正 | | | |

※第2期計画より「害」は「がい」として表記している。

第5節 計画の策定及び推進体制

(1)陸別町地域自立支援協議会による検討

本計画の策定にあたり、障がい者福祉に関する見識を有する者や、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員等で構成される「陸別町地域自立支援協議会」にて検討・協議を行いました。

- ・第1回 令和5年11月28日開催
計画策定の進め方について
- ・第2回 令和5年12月28日開催
現行計画(第1期陸別町障がい者基本計画、第6期陸別町障がい福祉計画、第2期陸別町障がい児福祉計画)の振り返り、個別検討(障がい者基本計画の期間設定、地域生活支援拠点、重層的支援体制整備事業等について)
- ・第3回 令和6年1月10日開催
個別検討(心のバリアフリー、発達障がい者・児への支援等について)
- ・第4回 令和6年1月31日開催
個別検討(医療的ケア児コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等について)

(2)陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会

町長の諮問機関として、介護保険事業の円滑な運営、地域における老人保健福祉事業、その他必要な事項に関し、調査・審議を行いました。

(3)町民による参加

パブリックコメントによる町民の意見聴取を行いました。

■パブリックコメントの実施概要■

意見募集期間 : 令和6年1月11日～令和6年1月31日
意見提出方法 : 郵送・持参、ファクシミリ、電子メールによる
募集結果 : なし

第6節 計画策定にあたっての基本的な視点

国は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる社会である「共生社会」の構築を進めています。障がいのある人もない人も、その能力を発揮しながら、支える人と支えられる人という区分を超えて、互いに支え合える関係性の構築が求められています。

本計画においても「共生社会」の構築に向けた取り組みを進めていくこととします。

第2部 陸別町の障がいのある人の現状

第1章 障がいのある人の現状

第1節 人口・世帯の推移

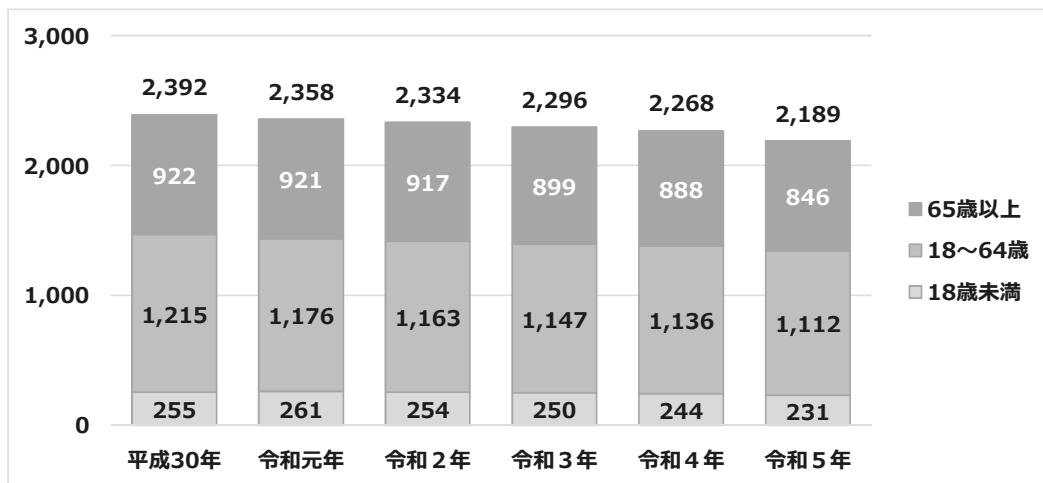
(1)人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いています。平成30年には2,392人でしたが、令和5年には2,189人と、約8.5%の減少となっています。18歳未満人口、18～64歳人口、65歳以上（高齢者）人口、それぞれ減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、65歳以上人口の占める割合は横ばいが続いており、高齢化率は38.6%と全国平均令和4年10月1日現在高齢化率29.0%、北海道令和5年1月1日現在高齢化率32.8%と比べても高い傾向となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

■総人口と年齢3区分別人口（構成比）の推移■

単位：人、%

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 2,392 | 2,358 | 2,334 | 2,296 | 2,268 | 2,189 |
| 18歳未満人口 | 255 | 261 | 254 | 250 | 244 | 231 |
| （構成比） | 10.7 | 11.1 | 10.9 | 10.9 | 10.8 | 10.6 |
| 18～64歳人口 | 1,215 | 1,176 | 1,163 | 1,147 | 1,136 | 1,112 |
| （構成比） | 50.8 | 49.9 | 49.8 | 50.0 | 50.1 | 50.8 |
| 65歳以上人口 | 922 | 921 | 917 | 899 | 888 | 846 |
| （構成比） | 38.5 | 39.1 | 39.3 | 39.2 | 39.2 | 38.6 |

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

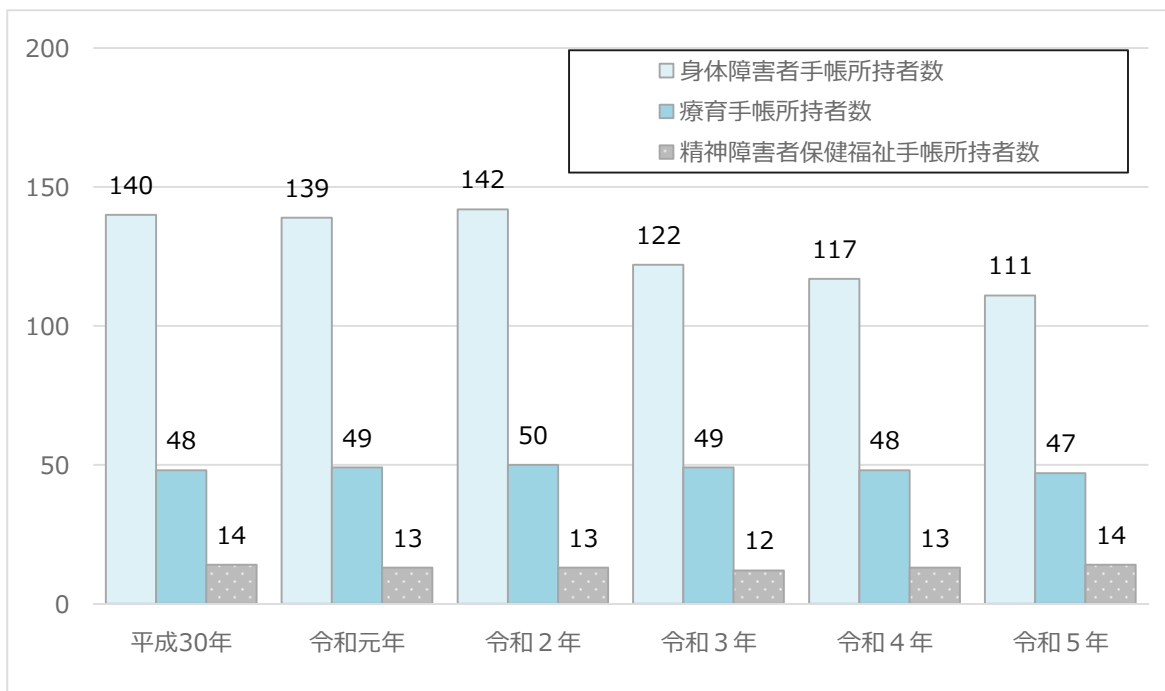
第2節 障がいのある人の動向

(1)手帳所持者数の推移

本町における障がい者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、身体障害者手帳所持者に関しては、平成30年～令和2年までは、139人～142人で推移していましたが、令和3年は122人、以降少しずつ減少しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、ほぼ横ばいで推移しています。

■手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：陸別町（各年3月31日時点）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、65歳以上の手帳所持者が令和2年まで増加傾向にあり、令和3年以降は減少傾向にあります。令和5年において、18歳未満は1人と、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上であることがわかります。

療育手帳所持者の年齢構成をみると、18歳未満はほぼ横ばい、18～64歳が一時期若干増加となっておりますが、ほぼ横ばい、65歳以上は若干の減少傾向がうかがえます。

精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢構成をみると、18歳以上が占めていて、うち、18～64歳が若干増加、総体的には横ばいです。

■年齢区別にみた障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 身体障害者手帳 | 140 | 139 | 142 | 122 | 117 | 111 |
| 18歳未満 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 18～64歳 | 31 | 27 | 27 | 23 | 21 | 24 |
| 65歳以上 | 108 | 111 | 114 | 98 | 95 | 86 |
| 療育手帳 | 48 | 49 | 50 | 49 | 48 | 47 |
| 18歳未満 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 18～64歳 | 28 | 27 | 25 | 28 | 26 | 26 |
| 65歳以上 | 18 | 19 | 21 | 17 | 18 | 17 |
| 精神障害者 保健福祉手帳 | 14 | 13 | 13 | 12 | 13 | 14 |
| 18歳未満 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 18～64歳 | 12 | 10 | 10 | 8 | 9 | 11 |
| 65歳以上 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 |

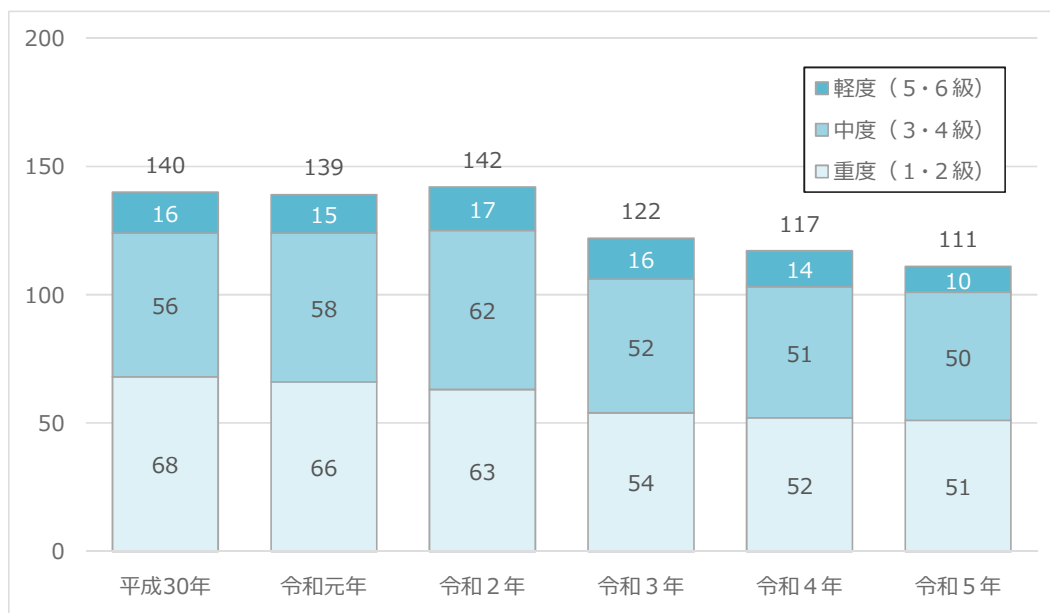
資料：陸別町（各年3月31日時点）

(2) 身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみると、いずれも減少傾向が続いています。令和5年、「軽度（5級・6級）」は「重度（1・2級）」と「中度（3・4級）」に比べて減少幅が大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移 ■

単位：人

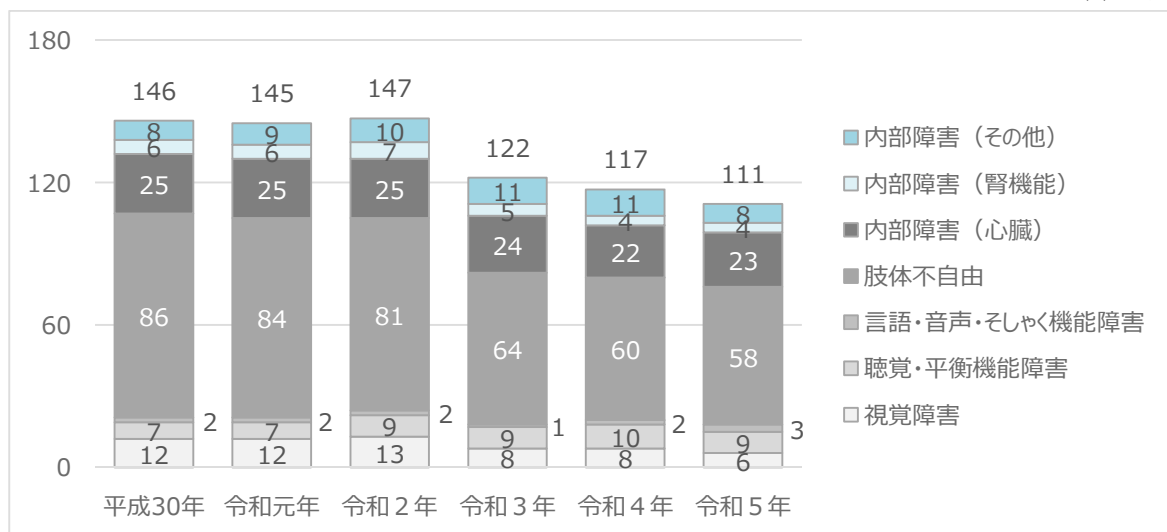


資料：陸別町（各年3月31日時点）

また、障がいの部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和5年においては58人と、身体障害者手帳所持者数のうち52.3%となっています。次に多いのが、「内部障害（心臓）」で20.7%となっています。

■ 障がいの部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移 ■

単位：人



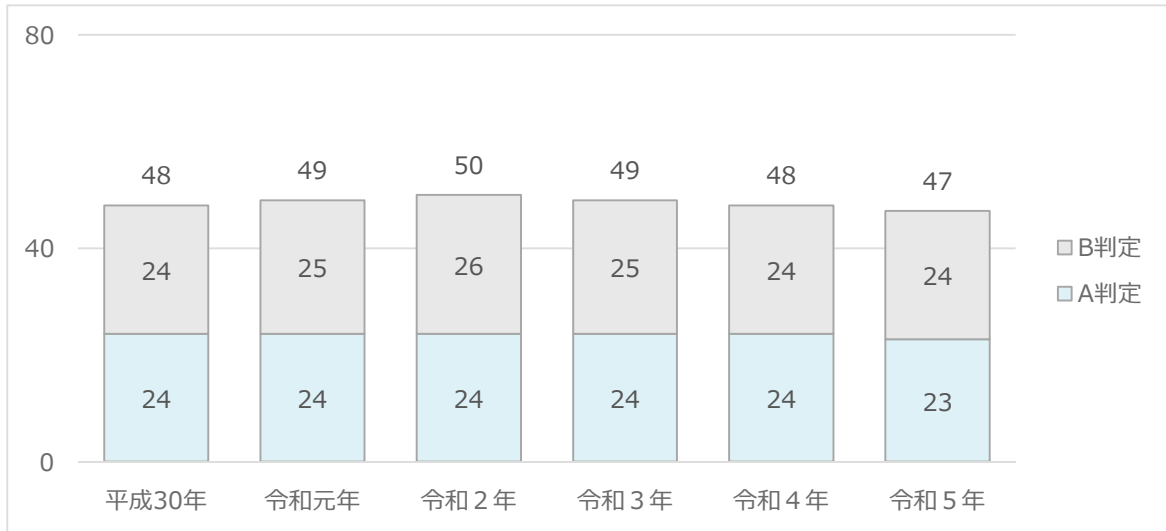
資料：陸別町（各年3月31日時点）

(3)知的障がい者(児)の状況

療育手帳所持者数の推移を障がいの等級別にみると、「A判定」も「B判定」もほぼ横ばいとなっています。

■障がいの等級別にみた療育手帳所持者数の推移■

単位：人



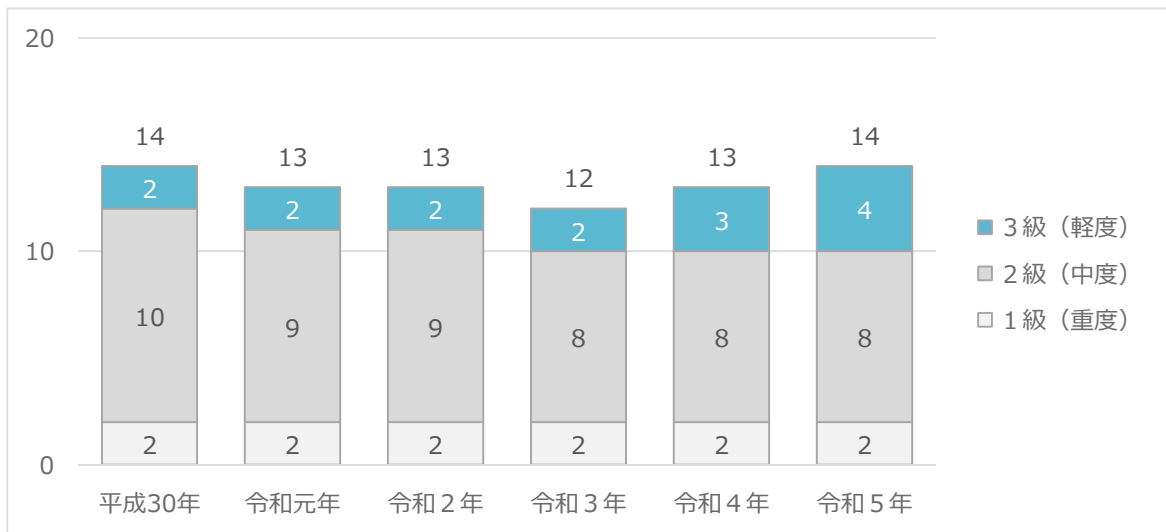
資料：陸別町（各年3月31日時点）

(4)精神障がい者(児)の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別にみると、ほぼ横ばいとなっています。

■障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：陸別町（各年3月31日時点）

(5)就学の状況

小学校と中学校に設置されている特別支援学級数、児童・生徒数については以下のとおりです。

小学校の特別支援学級を利用する児童数はわずかに増加傾向にあり、平成30年から令和2年にかけては2倍となり、令和3年以降は減少傾向となっています。

中学校における特別支援学級数、生徒数は横ばいとなっています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数、加配職員数の推移■

単位：人

| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 学級数 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 児童数 | 5 | 7 | 10 | 8 | 5 | 6 |
| 中学校 | 学級数 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 | 3 |
| | 生徒数 | 4 | 3 | 3 | 4 | 6 | 5 |

資料：陸別町（各年5月1日時点）

陸別町に居住する特別支援学校の在籍者数の推移は以下のとおりです。平成29年以降在籍者はいません。

■陸別町に居住する特別支援学校の在籍者数の推移■

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 小学部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高等部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：陸別町（各年5月1日時点）

(6)経済的支援の受給状況

特別障害者手当、特別児童扶養手当の受給者数の推移は以下のとおりです。特別障害者手当は1名、特別児童扶養手当は4名の利用となっています。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 特別障害者手当 (受給者数) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特別児童扶養手当 (受給者数) | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 |

資料：陸別町（各年3月31日時点）

自立支援医療の受給者数の推移は以下のとおりです。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|
| 更生医療 | 9 | 9 | 8 | 5 | 4 | 4 |
| 精神通院医療 | 61 | 63 | 63 | 55 | 51 | 49 |
| 計 | 70 | 72 | 71 | 60 | 55 | 53 |

資料：陸別町（各年3月31日時点）

第3部 第2期陸別町障がい者基本計画

第1章 基本理念

本町のこれまでの取り組みを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が住み慣れた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、「第6期陸別町総合計画」に掲げた基本目標を継承するものです。

■基本理念■

- 町民並びに町内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を進めます。
- 障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めるとともに、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図ります。

第2章 主な取り組み

本計画の基本理念の実現に向けて、各施策・事業を推進します。

第1節 地域生活支援

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人の地域生活を支援するため、障がいの特性に配慮しながら、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労など、幅広い分野にまたがるニーズを総合的に把握し、ライフステージに応じた支援をコーディネートする機能・体制の強化を図ります。

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|----------|
| ① | 障がい者相談員、相談支援事業者等との連携強化 | 障がい者相談員や相談支援事業者等関係機関との連携強化により、相談支援体制の充実を図ります。 | 保健福祉センター |
| ② | 身近な地域における相談窓口の充実 | 北海道の推進するワンストップでの相談支援を実現するため、配置される地域づくりコーディネーターとの連携を図り、身近なところでの相談から相談支援事業窓口を活用した専門相談まで多岐にわたる相談に対応する相談支援ネットワークの構築を図ります。 | |
| ③ | 近隣自治体との連携 | 陸別町、足寄町、本別町及び十勝障がい者総合相談支援センターとの連携による、十勝東北部障がい者生活支援ネットワーク会議の活用を進めます。 | |
| ④ | 相談支援専門員の育成・資質向上 | 成年後見制度の活用やピアサポートなどによる相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援事業者（相談支援専門員）の育成を図ります。 | |
| ⑤ | 専門的な相談支援体制の整備 | 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談支援体制の整備を図ります。 | |
| ⑥ | 地域生活支援拠点の整備 | 国の指針で示された地域生活支援拠点の整備を図ります。 | |

(2)居住支援の推進

国の基本指針では、施設から地域生活への移行促進が示されており、地域移行支援・地域定着支援、就労定着支援、就労選択支援の充実を図る必要があります。

障がいのある人が地域生活に移行するためには、居住地域の住民の理解が重要であるとともに、単に本人の生活相談に応じるだけではなく、地域の社会資源との調整を図りながら、総合的な支援を行うための仕組みが必要です。

陸別町内には障がい者の入所施設がありますが、その施設入所者のうち、障がい程度が入所基準に満たない方については、原則として地域生活に移行することとなります。

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|---|----------|
| ① | 地域生活への移行支援 | <p>施設入所から地域生活に移行する障がい者について、グループホーム等の整備による住まいの確保のみならず、日中活動サービスの充実に向けた基盤整備、就労に向けた支援など、生活全般に対する総合的な支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、町内の施設入所者で、援護の実施者が他市町村の方の地域生活への移行については、原則として障がい者本人、家族、事業者や出身市町村が対応することになりますが、当該障がい者が不安を感じることはないよう、基盤・体制整備やルールの制定に努めます。</p> | 保健福祉センター |
| ② | 暮らしやすい環境の整備 | <p>障がいのある人等の利用に配慮した建物の整備などを促進します。公共施設などの計画や整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を計画段階から取り入れ、段差の解消や身障者用トイレ、駐車場など障がい者だけでなく、誰もが使いやすい整備に取り組んでいきます。</p> | |
| ③ | 地域生活支援事業の実施 | <p>地域における自立した生活には、日中活動や地域交流の場も必要であることから、地域生活支援事業の実施を推進します。</p> | |

(3)地域共生社会の実現を目指して(心のバリアフリーの理解促進)

障がいのある人もない人も共に社会生活を営む存在であり、地域共生社会が目指す、障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現することとは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味します。目に見える部分での「ユニバーサルデザイン」が注目されがちではありますが、ソフト面での方向性「心のバリアフリー」も同等の重要性を有しています。

この「心のバリアフリー」に関しては、令和2年度以降の新学習指導要領に「心のバリアフリー」に関する記載の充実が設けられたり、国の第5次障害者基本計画では、「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして「重点的に理解促進等を図る事項」として「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組む旨が記載されています。

ノーマライゼーションの理念は一般の方に徐々に根付いてきているものの、いまだ理解が不十分な人もいます。住み慣れた地域で障がい者が暮らししていくには、住民一人ひとりが障がい者やノーマライゼーション理念が正しく理解ができるよう、様々な機会と啓発手段を利用し「心のバリアフリー」の理解を促進する必要があります。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、以下の3点とされています。

1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------|--|----------|
| ① | 心のバリアフリーの推進 | 障がい者に対する正しい理解を深め思いやりの心を育むため、幅広い年代の住民が心のバリアフリーについて、イベントや体験を通じて考えたり、情報の発信や情報を広く得られる機会の拡大に努めます。 | 保健福祉センター |

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|-----|
| ② | 学校教育における人権（福祉）教育の推進 | 特別の教科、道徳の授業を核とした全教育活動を通して、人権（福祉）教育の促進に努めます。 | |
| ③ | 障がい者の人権尊重の立場にたった住民意識の向上 | 障がい者の自己決定の尊重や、障がい者問題についての正しい理解の普及など、人権尊重の立場にたった住民意識の向上に努めます。 | |

(4)情報バリアフリーの推進

令和4年5月25日に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」に基づき、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされています。例えば、手話を必要とする住民が安心して生活できるよう環境を整え、相談や手続き等をスムーズに行える遠隔手話サービスも引き続き実施していきます。

今後とも必要な情報を的確に伝えるため、広報や回覧、ホームページについて工夫を重ねて、住民が必要とする情報にたどり着きやすくするよう、アクセシビリティの向上に配慮するよう努めます。

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------|--|----------|
| ① | 情報発信方策の検討 | 年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報を簡単に利用できるよう、通常の窓口のほか、印刷物やホームページにおいても、バリアフリーを推進する必要があります。必要な情報が障がい者に伝わるよう一層の工夫と細やかな支援が必要です。また、情報技術の急速な発達による障がい者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。 | 保健福祉センター |

第2節 就労支援

(1)障がいのある人の就労支援

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、就労することが重要です。本町では、社会福祉法人やNPO法人が就労継続支援B型の事業所を開設していますが、今以上に就労できる場を増やしていく取り組みが必要です。

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|----------|
| ① | 相談・支援体制の充実 | 障がいのある人が就労を通じて社会参加・自立できるよう、その特性に応じた働く場の確保について、ハローワークや十勝障がい者就業・生活支援センター「だいち」などの関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実を図ります。 | 保健福祉センター |
| ② | 障がい福祉サービスによる就労支援 | 一般企業への就労が困難な障がい者に対し、就労継続支援B型事業や地域生活支援事業における社会参加促進事業（自動車改造費助成）の利用による就労支援を行います。 | |
| ③ | 障がい者雇用の促進 | 一般企業・事業所等に対し、障がい者雇用への理解促進につながるような研修会等の実施に努めます。 | |

第3節 発達障がいのある人への支援

(1)発達障がいに対する支援

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が異なるため、診断が難しい障がいでもあり、本人の暮らしに沿った支援が必要となります。

■主な取り組み■

| No. | 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|----------------------------|----------|
| ① | 相談支援の充実 | 保育所や学校などと連携し、相談支援の充実を図ります。 | 保健福祉センター |
| ② | 発達障がいに対する正しい理解の促進 | 発達障がいに対する正しい理解の促進に努めます。 | |

第4部 第7期陸別町障がい福祉計画

第1章 成果目標の設定

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮して成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び北海道の策定方針を参考にして、以下に定める6項目について成果目標を定めます。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

○施設入所者数：令和4年度末の5%以上減少

■北海道の目標値（令和8年度末）

○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の2.5%、令和9年度以降6%に設定

○施設入所者数：令和4年度末施設入所者数の約3.7%減少、令和9年度以降5%に設定

② 目標の設定

国の基本指針に沿って目標値の設定を行います。ただ、陸別町としては、各個人の障がいの状態や地域生活の希望状況を十分に勘案し、事業を実施します。

現在本町では、障がい者支援施設が2か所あり、合わせて90名（令和5年3月31日現在）が入所しています。うち17名が陸別町出身者、残りの73名が他市町村出身者です。

また、施設入所者においては年々高齢化が進んでおり、地域生活への移行が困難な方が増えています。施設入所者の意向を十分尊重して実施します。

| 区分 | 数値 | 目標値設定の考え方 |
|------------------------|-----|--|
| 令和4年度末時点の入所者数(人) | 90人 | 令和5年3月31日現在 |
| 令和5年度末時点の施設入所者数(人) | 90人 | 令和6年3月31日時点 |
| 令和8年度末までに地域生活移行者数(人) | 1人 | 施設入所からグループホームへ移行することを基本として、陸別町の実情を踏まえて設定 |
| 令和8年度末までに施設入所者減少見込数(人) | 1人 | 施設入所者数が減少することを基本として、陸別町の実情を踏まえて設定 |

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上(都道府県が設定)
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の設定。(都道府県が設定)
- 令和8年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91.0%以上)を設定。(都道府県が設定)

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数330.1日以上
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数65歳以上5,304人以下、65歳未満2,514人以下と設定する。
- 令和8年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率68.9%、入院後6か月時点の退院率84.5%、入院後1年時点の退院率91.0%)を設定する。
- 令和8年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域／各市町村)の設置継続

なお、上記の目標については、北海道の動向を踏まえつつ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する目標として保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めることとなっています。

② 目標の設定

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりが求められています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、十勝保健医療福祉圏域連携推進会議や十勝圏域地域医療構想調整会議に参加し、十勝圏域地域医療構想に沿って検討を継続していきます。

本町では、会議体による協議の場の設置にはこだわらず、陸別町地域自立支援協議会による協議の場を通じて、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。ただ、精神科医療に携わる関係者の参加が難しい状況があり、入院している精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、北海道、関係機関や医療機関との連携を図り、必要な支援体制の検討をします。

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検討をする。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 令和8年度末までに全市町村に整備を目標とする。年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証、検討する。
- 21の障がい保健福祉圏域に1か所以上の整備を行う。また、単独市町村による整備のみならず、複数市町村による広域整備も可能とする。

② 目標の設定

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を備えた、地域生活支援拠点の整備を進めていく必要があります。

十勝東北部においては、本別町と足寄町が単独での整備を行っています。十勝圏域でも単独市町村でなく広域設置（音更町、士幌町、鹿追町の3町と幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の4町）している町もあります。本町においては、地域生活支援拠点を整備するために陸別町地域自立支援協議会で協議を重ね、設置に向けて検討を継続していきます。

それから、強度行動障がい者の方の把握に関しては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握から、強度行動障がい者の把握に努め、事業所職員などに道主催の強度行動障がい支援者養成研修・行動援護従業者養成研修への参加を促していきます。

■目標の設定■

| 区分 | 目標 | 目標値設定の考え方 |
|-------------|----|--------------------------------|
| 地域生活支援拠点の整備 | 検討 | 陸別町地域自立支援協議会で協議を重ね、設置に向けて検討を継続 |

第4節 就労移行支援事業等から一般就労への移行等

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 福祉施設から一般就労への移行について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- 就労継続支援B型について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進。

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 福祉施設から一般就労への移行について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上。
- 就労継続支援B型について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上。
- 障がい者就業・生活支援センター整備は21か所全ての障がい保健福祉圏域を目標としますが、第7期計画期間中は14か所を目標。未設置圏域をカバーしているサテライトセンターの設置など負担軽減策にも取り組んでいきます。

② 目標の設定

国の基本指針に沿って目標値の設定を行います。ただ、陸別町としては、各個人の障がいの状態や就労希望状況を十分に勘案し、事業を実施します。

また、障がい者が就労するために必要な調整・支援を行っている専門機関や現在利用している福祉施設との連携を継続するとともに、就労に必要な技術・能力を習得するための支援を行う就労移行支援事業所等も、現況に引き続き活用していきます。

陸別町障害者活躍推進計画に則り、障がい者雇用を継続し、障害者就労施設等からの生產品の購入や注文の取りまとめ等の取組を継続していきます。

さらに、一般企業等に対しても、障がい者の雇用促進についての情報提供や広報・啓発活動に努めていきます。本人の就労意欲や能力に合った求人がなかなかないこと、企業等における受入体制がまだまだ整っていないことなど、一般就労には様々な課題があることから、国や北海道からの一層の支援と企業等への働きかけが必要と考えています。

■目標の設定■

| 区分 | 数値 | 目標値設定の考え方 |
|-----------------------------|-----|------------------------------|
| 【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A) | 0人 | 令和3年末において、福祉施設から一般就労に移行した者の数 |
| 【基準値】 就労移行支援事業の利用者数(B) | 0人 | 令和3年末時点の就労移行支援事業の利用者数 |
| 【基準値】 就労継続支援A型の利用者数(C) | 0人 | 令和3年末時点の就労継続支援A型 |
| 【基準値】 就労継続支援B型の利用者数(D) | 43人 | 令和3年末時点の就労継続支援B型 |

| 区分 | 数値 | 目標値設定の考え方 |
|--|--------|--|
| 【目標値】 目標年度(令和8年度)の 一般就労移行者数(E) | 1人 | 令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数 |
| | 1.28以上 | (A×1.28)以上 |
| 【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労移行支援事業利用者数(F) | 1人 | 令和8年度における就労移行支援事業利用者数 |
| | 1.31以上 | (B×1.31)以上 |
| 【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労継続支援A型の利用者数(G) | 1人 | 令和8年度における就労継続支援A型事業利用者数 |
| | 1.29以上 | (C×1.29)以上 |
| 【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労継続支援B型の利用者数(H) | 55人 | 令和8年度における就労継続支援B型事業利用者数 |
| | 1.28以上 | (D×1.28)以上 |
| 【目標値】 目標年度(令和8年度)に 一般就労した人の 就労定着支援利用者の割合 | 5割 | 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練サービスを経て一般就労をした人で就労定着支援利用者の割合 |
| 【目標値】 就労定着支援事業所の令和元年度以降 毎年度就労移行後の就労定着率(7割以上) | 2.5割 | 就労定着支援後、1年毎の就労定着率を把握し、その定着率が7割以上の事業所の割合 |

第5節 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）
- 地域の相談支援体制の強化。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言と人材育成のために行う支援の実施、地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施。（継続）

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 市町村、圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。
- 地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについて、設置・運営等について市町村へ支援を行うとともに、全市町村の設置を目標。（新規）
- 地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成。（継続）

② 目標の設定

障がいのある人の相談に関しては、保健福祉センター福祉担当が窓口となって支援を継続していきます。

地域生活を支援するためには、それぞれの障がいの特性に配慮し、保健、医療、福祉をはじめ、教育、就労など幅広い分野にまたがるニーズを総合的に把握し、ライフステージの各段階に応じた支援をコーディネートする機能や体制の整備が必要となっています。陸別町地域自立支援協議会を中心として、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めるため、委員には守秘義務を課しながら、実施できるかどうか検討していきたいと考えます。

また、情報共有の場として、年1回程度、陸別町地域自立支援協議会を開催し、情報共有を通じたサービス向上にも努めます。

さらに、本町では、「第6期陸別町総合計画」に記載されている相談体制の充実に努めるとともに、介護分野で活動している相談員が分野を超えて活動出来るように後押ししながら、相談支援事業者（相談支援専門員）の育成にも努めます。

その他、基幹相談支援センター設置については、陸別町地域自立支援協議会で協議を重ね、設置に向けて検討を継続していきます。

■目標の設定■

| 区分 | 数値 | 目標値設定の考え方 |
|---------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 相談支援専門員の育成 | 1人 | 陸別町の相談支援専門員が不足していることを踏まえて設定し継続 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 北海道の事業に応じ て実施 | 北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | | 北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | | 北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討 |
| 基幹相談支援センターの設置 | 検討 | 陸別町地域自立支援協議会で協議を重ね、設置に向けて検討を継続 |
| 地域サービス基盤の開発等の協議会の検討 | 検討 | 陸別町の課題の整理とともに、個別事案も含めて、サービス開発ができるか検討 |

第6節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
 - 1 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)
 - 2 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)
 - 3 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする

② 目標の設定

障害福祉サービスの質を向上させるため、道や振興局が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員や事業所職員が参加し、それぞれのスキルアップに取り組みます。

また、北海道が行う予定の障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。

■目標の設定■

| 区分 | 目標 | 目標値設定の考え方 |
|---------------------------------------|--------------|---|
| 北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加 | 北海道の事業に応じて実施 | 障害福祉サービス等に関する研修への職員参加の促進 町内事業所への情報提供 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用する | 北海道の事業に応じて実施 | 町内の事業所や関係自治体等と共有していきます |

第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

第1節 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■訪問系サービス一覧■

| サービス | 内容 |
|------------|--|
| 居宅介護 | <p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p> |
| 重度訪問介護 | <p>重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p> |
| 同行援護 | <p>移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p> |
| 行動援護 | <p>行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。</p> |
| 重度障害者等包括支援 | <p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p> |

(2)サービスの利用実績

居宅介護のみの利用となっています。

■訪問系サービスの利用実績■

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用時間 (時間/月) | 4 | 3 | 10 |
| 重度訪問介護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等 包括支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |

*令和5年度は見込みです。

(3)サービスの見込量と確保方策

引き続き事業者と連携し、居宅介護の提供に努めます。

■訪問系サービスの利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用時間 (時間/月) | 10 | 10 | 10 |
| 重度訪問介護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等 包括支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用時間 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |

第2節 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1)日中活動系サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■日中活動系サービス一覧■

| サービス | 内容 |
|------------|---|
| 生活介護 | 障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。 |
| 就労選択支援 | 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新しい就労支援サービスです。令和8年度までに開始予定。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 |
| 就労継続支援（A型） | 企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援（B型） | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。 |
| 就労定着支援 | 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |

| サービス | 内容 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">療養介護</p> | <p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。</p> |
| <p style="text-align: center;">短期入所 (福祉型・医療型)</p> | <p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p> |

(2)サービスの利用実績

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、療養介護の利用と
なっています。

■日中活動系サービスの利用実績■

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|--------------------------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 28 | 28 | 25 |
| | 利用日数 (人日/月) | 644 | 644 | 575 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 内精神障がい 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用日数 (人日/月) | 10 | 10 | 10 |
| | 内精神障がい 利用日数 (人日/月) | 10 | 10 | 10 |
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援 (A型) | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 1 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 23 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 (人/月) | 25 | 23 | 22 |
| | 利用日数 (人日/月) | 575 | 529 | 506 |
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 |

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----------------|-------|-------|-------|
| 短期入所（福祉型） | 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 （人日／月） | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所（医療型） | 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 （人日／月） | 0 | 0 | 0 |

*令和5年度は見込みです。

(3)サービスの見込量と確保方策

引き続き事業者と連携し、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、療養介護の提供に努めます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|--------------------------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 25 | 25 | 25 |
| | 利用日数 (人日/月) | 575 | 575 | 575 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 内精神障がい 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用日数 (人日/月) | 10 | 10 | 10 |
| | 内精神障がい 利用日数 (人日/月) | 10 | 10 | 10 |
| 就労選択支援（新） | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援 (A型) | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用日数 (人日/月) | 23 | 23 | 23 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 (人/月) | 22 | 22 | 22 |
| | 利用日数 (人日/月) | 506 | 506 | 506 |
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 |

| サービス | 単位 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|-----------|----------------|---------|---------|---------|
| 短期入所（福祉型） | 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 （人日／月） | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所（医療型） | 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 （人日／月） | 0 | 0 | 0 |

第3節 居住系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住系サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■居住系サービス一覧■

| サービス | 内容 |
|---------------------|---|
| 自立生活援助 | 集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。重度障がい者の利用については、利用状況を把握しながら、実施します。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。 |

(2)サービスの利用実績

共同生活援助、施設入所支援については利用があります。

■居住系サービスの利用実績■

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (人) | 20 | 21 | 21 |
| | 内 重度利用 者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 施設入所支援 | 利用者数 (人) | 24 | 24 | 22 |

*令和5年度は見込みです。

(3)サービスの見込量と確保方策

共同生活援助、施設入所支援について、現在と同程度の利用を見込みます。引き続き提供事業者と連携を図り、サービスの確保に努めます。

■居住系サービスの利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (人) | 21 | 21 | 22 |
| | 内 重度利用 者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 施設入所支援 | 利用者数 (人) | 22 | 22 | 21 |

第4節 相談支援の見込量と確保方策

(1) 相談支援の概要

相談支援には以下のサービスがあります。

■相談支援一覧■

| サービス | 内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| 地域移行支援 | 退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。 |
| 地域定着支援 | 非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。 |

(2) サービスの利用実績

計画相談支援の利用のみとなっています。

■相談支援の利用実績■

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 利用者数 (人) | 47 | 46 | 46 |
| 地域移行支援 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |

*令和5年度は見込みです。

(3) サービスの見込量と確保方策

計画相談支援については、現在と同程度の利用を見込みます。相談支援事業者と連携を図り、サービスを確保します。

■相談支援の利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 利用者数 (人) | 46 | 46 | 46 |
| 地域移行支援 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |

第3章 地域生活支援事業の見込量とその確保 方策

(1) 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

■地域生活支援事業の詳細■

| サービス | 内容 |
|----------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催・啓発活動などを行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。 |
| 相談支援事業 | 相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、総合支援協議会の運営等を行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 |
| 日常生活用具給付事業 | 障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進及び、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター | 障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 |

(2)地域生活支援事業の実績

障害者相談支援事業と在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具となっております。

■地域生活支援事業の利用実績■

| サービス | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| 自発的活動支援事業 | | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 実施箇所数(か所) | 1 | 1 | 1 |
| | 基幹相談支援センター | 設置の有無 | なし | なし | なし |
| | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| | 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 |
| | 手話通訳者設置事業 | 実設置者数(人) | 0 | 0 | 0 |
| 日常生活用具給付事業 | 介護・訓練支援用具 | 件数(件) | 0 | 0 | 0 |
| | 自立生活支援用具 | 件数(件) | 0 | 0 | 0 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件数(件) | 1 | 0 | 0 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件数(件) | 0 | 0 | 0 |
| | 排泄管理支援用具 | 件数(件) | 150 | 102 | 78 |
| | 居宅生活動作補助用具(住宅改修) | 件数(件) | 0 | 0 | 0 |

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|---------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 登録者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援事業 | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | 延利用時間 (時間) | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センター (自市町村分) | 実施箇所数 (か所) | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センター (他市町村分) | 実施箇所数 (か所) | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |

*令和5年度は見込みです。

(3)地域生活支援事業の見込み

以下のとおり見込みます。相談支援の強化を進めるため、本町の社会資源も踏まえて、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を始めます。

■地域生活支援事業の利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|--------------------|------------------------|---------------|-------|-------|----|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし | |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし | |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 (か所) | 1 | 1 | 1 |
| | 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 検討 | 検討 | 検討 |
| | 基幹相談支援センター 一等機能強化事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| | 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 | |
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし | |

| サービス | | 単位 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|-----------------------|----------------------|---------------|---------|---------|---------|
| 支援事業 意思疎通 | 手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | 手話通訳者設置 事業 | 実設置者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 日常生活用具 給付事業 | 介護・訓練支援 用具 | 件数 (件) | 0 | 0 | 0 |
| | 自立生活支援用具 | 件数 (件) | 0 | 0 | 0 |
| | 在宅療養等支援 用具 | 件数 (件) | 0 | 0 | 0 |
| | 情報・意思疎通 支援用具 | 件数 (件) | 0 | 0 | 0 |
| | 排泄管理支援用具 | 件数 (件) | 78 | 78 | 78 |
| | 居宅生活動作補助 用具（住宅改修） | 件数 (件) | 0 | 0 | 0 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 登録者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援事業 | | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | | 延利用時間 (時間) | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センター (自市町村分) | | 実施箇所数 (か所) | 0 | 0 | 0 |
| | | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センター (他市町村分) | | 実施箇所数 (か所) | 0 | 0 | 0 |
| | | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |

第5部 第3期陸別町障がい児福祉計画

第1章 成果目標の設定

第1節 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮して成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び北海道の策定方針を参考にして、以下に定める項目について成果目標を定めます。

① 国の基本指針に定める目標、都道府県で定める目標

■国が示す基本的な考え方（令和8年度末）

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置。
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。（都道府県）
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。
- 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

■北海道の目標値（令和8年度末）

- 児童発達支援センターを利用できる体制を市町村又は圏域に1か所以上整備。
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を圏域に1か所以上整備。
- 児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保をする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを利用できる体制を各圏域又は各市町村に1か所以上整備。
- 医療的ケア児支援の関係機関の協議の場を各圏域及び各市町村に設置とともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

② 目標の設定

本町は保育所、小学校、中学校ともに少人数です。ゆえに、障がいがあるなしに関わらず、分け隔てなく子ども同士がお互いに助け合いながら学び、成長する環境があることは本町の特徴であると考えています。

障がい児については、家庭、学校、地域、関連機関、行政での体制状況を踏まえ、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び地域共生社会の形成促進の観点から保健、医療、福祉、教育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。現在、本町では保健指導担当の各種検診時や保育所において外部から療育指導者の協力をいただいています。引き続き保健指導担当との連携を図り、障がいの早期発見に努め、適切な療育の確保と、地域支援体制の整

備に努めます。

本町には、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスは設置されておられません。足寄町の児童発達支援センター「あゆみ園」においてサービスの提供を行っています。今後も足寄町と連携し、「発達障害者支援道東地域センターきら星」なども必要な時には、サービス利用がスムーズにできるようにサポートします。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、近隣市町村の事業者と連携しサービス提供事業者の確保を検討します。

重症心身障害児及び医療的ケア児については、多職種協働など効果的な取り組みを検討していく必要があります。ただ、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、十勝圏域での確保に向け関係市町村との連携調整に努めます。

医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置については、陸別町地域自立支援協議会での協議や、十勝圏域での確保または広域設置に向け関係市町村との連携調整に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、十勝圏域でも数名の登録となっています。現状陸別町内で配置することは難しいところではありますが、町内での医療的ケアが必要なお子さんが出た際には、「北海道医療的ケア児等支援センター」と連携しながら支援ができるよう、専門の研修受講を含め、配置を検討していきます。

■目標の設定■

| 区分 | 目標 | 目標値設定の考え方 |
|----------------------------|------|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 共同設置 | 町単独での設置は困難。共同設置を検討する 発達検査ができる職員の育成を図る |
| 保育所等訪問支援の体制構築 | 方策検討 | 現在町内に引き受けできる事業所がなく、引き続き方策を検討する |
| 児童発達支援事業所 (重症心身障害児) | 共同設置 | 北海道の計画とともに、十勝圏域での設置を検討する |
| 放課後等デイサービス事業所 (重症心身障害児) | 共同設置 | 北海道の計画とともに、十勝圏域での設置を検討する |
| 医療的ケア児支援の協議の場 | 検討 | 設置に向け陸別町地域自立支援協議会や近隣市町村の関係機関との協議を検討する |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 | 検討 | 専門の研修受講を含め、配置を検討 |

第2章 障害児福祉サービスの見込量とその確保方策

(1) 障害児福祉サービスの概要

障がい児を対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■ 障害児福祉サービス一覧 ■

| サービス | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子に対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。 |
| 放課後等デイサービス | 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所などを訪問し、障がいのある子が、障がいのある子以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 |
| 障害児相談支援 | 障がいのある子が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |

(2)サービスの利用実績

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用となっています。

■障害児福祉サービスの利用実績■

| サービス | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 3 | 2 | 2 |
| | 利用日数 (人日/月) | 9 | 6 | 6 |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイ サービス | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用日数 (人日/月) | 23 | 23 | 23 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |

*令和5年度は見込みです。

(3)サービスの見込量と確保方策

引き続き事業者と連携し、児童発達支援の提供に努めます。

■障害児福祉サービスの利用見込み■

| サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数 (人日/月) | 6 | 6 | 6 |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイ サービス | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |

第6部 計画の推進にあたって

第1章 関係機関等との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。「第6期陸別町総合計画」等の他計画の動向も考慮しつつ、障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう、施策の効果的な推進に努めます。

また、行政だけでは障がい者を支えるサービスを提供することはできません。サービス事業所や保健・医療機関など、町の内外で活動する団体、機関などとも連携し、町内に居住する障がい者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。

さらに、国や道、圏域の自治体や近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

第2章 計画の進捗管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進捗管理に努めます。

第2期陸別町障がい者基本計画
第7期陸別町障がい福祉計画
第3期陸別町障がい児福祉計画

発行
企画・編集
住所

令和6年3月
陸別町 保健福祉センター
〒089-4312
北海道足寄郡陸別町東2条3丁目2番地

TEL
E-Mail
URL

0156-27-8001
fukushi@rikubetsu.jp
<https://www.rikubetsu.jp/>